

管理運営状況 評価シート【令和4年度】

(評価日：令和5年6月30日)

1 施設の概要

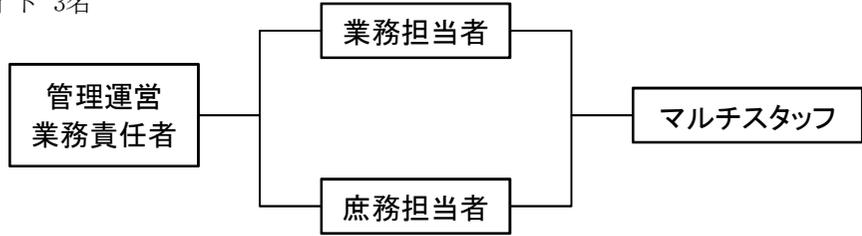
施設名	岩手県立高田松原津波復興祈念公園
所在地	陸前高田市高田町字中宿24-3
電話・FAX	電話 0192-22-8560 FAX 0192-22-8568
HP・電子メール	ホームページ https://iwate-fukkokinen-park.jp/ 電子メール
設置根拠	都市公園法、県立都市公園条例
設置目的	(設置：令和元年9月22日) 東日本大震災津波の犠牲者を追悼・鎮魂し、震災の事実と教訓を継承するとともに、まちづくりと一体となった地域の賑わいの再生に資することを目的とする。
施設概要	敷地面積、建物面積、主な施設、利用定員等 国営西エリア 61,500㎡ (園路、駐車場) 松原大橋～気仙川水門エリア 40,000㎡ (園路) 古川沼西エリア 48,000㎡ (園路) 古川沼東エリア 67,800㎡ (園路、管理事務所、駐車場) タピック45周辺エリア 42,300㎡ (園路、駐車場) 川原川エリア 54,700㎡ (園路) 下宿定住促進住宅周辺エリア 18,700㎡ (園路、便所、駐車場) 気仙中学校周辺エリア 67,000㎡ (園路、便所、駐車場)
施設所管課	岩手県県土整備部都市計画課 (電話019-629-5887 (直通)、メールアドレス AG0007@pref.iwate.jp)

2 指定管理者

指定管理者名	高田松原津波復興祈念公園マネジメント共同体 (一般財団法人公園財団と特定非営利活動法人緑の相談室との共同体)
指定期間	令和4年4月1日～令和7年3月31日 (3年間)
連絡先	電話 03-6674-1188 FAX 03-6674-1190

3 指定管理者が行う業務等

業務内容（主なもの）	①公園施設の良好な維持管理、②公園の適切な利用管理、③関係機関等と連携した管理運営		
職員配置、管理体制	6名（常勤 6名）（令和5年3月31日現在） （内訳） 正職員 2名、契約職員 1名、契約アルバイト 3名 その他		組織図
利用料金	会議室：1時間あたり 1,370円（会議室を2分割して使用する場合 685円）		
開園時間	24時間開放 （有料公園施設の供用時間は、9:00～17:00）	休園日	なし （有料公園施設は、12月29日から翌年1月3日まで）



4 施設の利用状況

会議室

(単位：人)

(利用者数、稼働率等)	前年度 R3年度	指定管理期間				備考
		R4年度	R5年度	R6年度	期間平均	
第1四半期		125			125	会議室の利用者数
第2四半期		155			155	
第3四半期		271			271	
第4四半期		91			91	
年間計(実績)		642			642	

5 収支の状況

(単位：千円)

区 分		前年度 R3年度	指定管理期間				備考
			R4年度	R5年度	R6年度	期間平均	
収入	利用料金収入		51			51	
	県委託料		38,907			38,907	
	小計		38,958			38,958	
支出	給与		16,118			16,118	
	賃金		6,277			6,277	
	需用費		5,197			5,197	
	役務費		923			923	
	委託料		7,835			7,835	
	事務雑費		70			70	
	租税公課		1,747			1,747	
	その他諸経費		789			789	
	小計	38,956			38,956		
収支差額	2			2			

6 利用者の意見等への対応状況

(1) 利用者意見（満足度等）の把握方法

把握方法	①ご意見箱の設置（公園管理事務所） ②公園ホームページのご意見フォーム ③モバイルご意見箱（案内サインに設置した二次元バーコード） ④巡視の中での聞き取り等	実施主体	指定管理者
------	---	------	-------

(2) 利用者からの苦情・要望

受付件数	
主な苦情、要望等	対応状況
駐車場から海水浴場までの距離が遠いです。 もう少し近くなるように工夫するとまた、来たくりますが・・・ 海・砂きれいでした。 復興応援しています。	海水浴場を運営する陸前高田市観光物産協会へ情報共有。
埼玉に住んでおり、初めて被災地を訪れた。 実際の現場を見ると、その悲惨さが伝わってきた。 3.11の教訓をしっかり活かしていこうという東北の人々の気持ちも伝わってきて、訪れてよかったと思う。	回答対応なし。
古川橋から高田高校津波避難場所迄距離が有りすぎです。公園の中に何か有っても良いですね	月報（管理運営状況報告）にて、岩手県へ情報共有。
津波で残った、一本松が皆の悲しみだけのメッセージにならないよう、力強く歩いていくんだよ！と伝えているようでした。 失くなられた方々のご冥福をお祈りいたします。	回答対応なし。
散歩をしていて歩いた距離が分かるように距離数の分かる表示板がほしい。 また、そのマップも手元にあると分かりやすい。 同様にサイクリングコースもほしい。	月報（管理運営状況報告）にて、岩手県へ情報共有。
今でも思うですけど 悲しくて 虚しくて 可哀想です	回答対応なし。
やなせたかしさんが命名した4本の苗木は現在どうなっていますか？ 何処で見れますか？ 現状がわかる様な方法はありませんか？	4本中3本は令和元年9月22日に開催された高田松原津波復興祈念公園オープン式典の際に、伝承館東側に植樹。残り1本は、名古屋市の東山動植物園に植樹された。どの苗が、長男、次男、三男、四男であるのかは不明。

よくぞ立派に保存されています。感動しました。	回答対応なし。
「タピック45」の所にも「奇跡の一本松」の所にあるような案内サインがあるとわかりやすい。	月報（管理運営状況報告）にて、岩手県へ情報共有。
昨日、奇跡の一本松を訪れました。その際、側のヒヨロ松のタイルアートのやなせたかし先生のサインの部分が破損してたのを目にしました。補修はできないのでしょうか？	大船渡土木センターに管理主体を確認。
先日震災遺構を見学しました。タピック45ですが、案内看板が柵の内側の建物寄りにあり、説明文が見えませんでした。柵の外か、もっと柵に近い場所に設置していただきたいです。	大船渡土木センターに管理主体を確認。
その他利用者からの積極的な評価等	

7 業務点検・評価

(1) 業務の履行状況

項目	事業計画、県が求める水準	実績（指定管理者の自己評価）	評価指標
運営業務	利用者の平等な利用の確保を図るとともに、公園の設置目的を効果的かつ効率的に達成できるよう、指定管理者が提出した指定管理申請書を基本として作成する管理運営業務計画書に基づき、適正に管理する。 【協定 第4条】	・平等な利用の確保と、公園設置目的の達成のため、管理運営業務計画書に基づき、適正に管理を行った。	A (A)
施設の利用状況	毎月の業務の状況について、指定する様式により有料公園施設利用台帳及び行為許可記録簿の写しを添えて大船渡土木センターに提出するものとする。 【仕様 第24】	・毎月の業務の状況について、所定の様式に必要書類を添えて報告した。	B (B)
事業の実施状況	有料公園施設の使用許可等を行なうに当たっては、条例及び行政手続条例を遵守する。 【仕様 第16】	・有料公園施設の使用許可等を行なうに当たっては、条例及び行政手続条例を遵守した。	A (A)
	公園の供用期間は、原則として4月1日から3月31日までとする。 【仕様 第7】	・自然災害等による臨時休園なし。	
	高田松原津波復興祈念公園の一体的な管理 【R4 重点取組事項】	・園内の各事業者と信頼関係を築き、情報共有、連絡調整をしていくための関係を構築した。 ・本公園の魅力や祈念公園全体の情報を利用者目線で分かりやすく提供するため、各事業者と調整し公園ホームページの掲載情報を整理した。	
	多様な団体の活動支援 【R4 重点取組事項】	・本公園での協働グループの活動がスムーズに進められるよう、信頼関係を構築した。	
	安全・安心な利用環境 【R4 重点取組事項】	・防災力の向上、お客様の安全管理や利用案内等の対応力を強化するため、サービス接遇検定を受験するとともに、普通救命講習を受講した。	

<p>施設の維持管理状況</p>	<p>公園施設及び県が貸与した備品を、適正かつ良好な状態で管理する。 【仕様 第9】</p> <p>毎日公園を巡視し、公園施設点検簿により公園施設を点検する。 【仕様 第10】</p> <p>施設の異常を発見したときは、速やかに使用停止又は応急措置を行う。 【仕様 第10】</p> <p>事後保全に係る施設補修として、施設修繕内訳による修繕工事等を実施する。 【仕様 第11】</p> <p>公園の芝生、樹木等の維持管理のため、植栽管理基準に準拠して必要な措置を行う。 【仕様 第15】</p>	<p>・公園施設及び備品については、適正に管理している。 ・貸与車両のスタッドレスタイヤについて、製造後10年が経過し劣化が懸念されたため、更新を図った。</p> <p>・毎日、全園を巡視し、公園施設点検簿に基づく点検を行った。</p> <p>・古川沼周辺エリアの碎石園路にて、陥没箇所あり。コーン・バーで保安措置を取り、大船渡土木センターに報告。穴埋めを実施し、経過観察中(7/25)。 ・気仙中学校周辺エリアにて、公園範囲外の法面から倒木あり。コーン・バーで立入禁止措置を行い、大船渡土木センターに報告。法面の上部に倒木の大部分が残っている状態であり、対応を依頼(11/30)。土地所有者である陸前高田市により、斜面に引っかかっていた倒木は撤去されたが、法面上部の枯損木は残っているため、立ち入り禁止措置を継続(3/10)。</p> <p>・該当する事案なし。 ・公園管理事務所のエアコン水漏れ、トイレ清掃用具入れの扉不具合を確認。大船渡土木センターに報告し、初期不良として施工業者対応済。</p> <p>・「芝刈り」「下草刈り」は植栽管理基準で年1回しか計上されていない他、業務対象に含まれておらず手つかずの箇所もあるため、草丈が長くなった場所は、利用の支障となっている。利用頻度の高い国営追悼・祈念施設や震災遺構の周辺については、再委託での作業に加え、直営作業で可能な限り回数を増やし対応した。</p>	<p>A (A)</p>
<p>記録等の整理・保管</p>	<p>指定管理期間中における業務の実施結果等について、管理日誌に記録する。 【仕様 第4】</p>	<p>・業務の実施結果等について、日々、管理日誌に記録した。</p>	<p>A (A)</p>
<p>(施設所管課評価)</p> <p>・成果のあった点 指定管理者制度に移行した初年度である中、施設の維持管理を適正に行った点では評価できる。また、施設の維持管理上の課題を県側に随時報告し、必要な指示を求めるとともに、指定管理の範囲内の事項について責任をもって対応してきた点も評価する。</p> <p>・改善・工夫など検討を要する点 管理事務所内の有料施設（会議室）の利用推進策の検討が求められること。</p>			<p>B (B)</p>

(2) 運営体制等

項目	事業計画、県が求める水準	実績（指定管理者の自己評価）	評価指標
職員の配置体制	業務に適した者を適時適切に配置する。 【仕様 第5】	<ul style="list-style-type: none"> 公園管理運営士、造園施工管理技士、遊具の日常講習会修了者など有資格者を配置している。 スタッフはサービス接遇検定を受験し、資格認定取得により資質向上に取り組んだ。 	A (A)
	統一した名札等を定め、従業者であることを明確にする。 【仕様 第5】	<ul style="list-style-type: none"> 統一したユニフォーム、名札を着用し、公園スタッフであることを明確にした。 	
苦情、要望対応体制	お客様からのクレームは、共感・傾聴・確認の「3Kの原則」に沿って、誠意を持って対応する。 【申請 サービス向上】	<ul style="list-style-type: none"> お客様への積極的な挨拶や、親切・丁寧な対応に取り組んだ。 	A (A)
危機管理体制（事故、緊急時の対応）	人身事故が発生した場合には、事故者の保護に努め、応急処置を行うほか救急車の要請等適切な措置を行う。 【仕様 第21】	<ul style="list-style-type: none"> 奇跡の一本松と人道橋の間にて、バスツアー客(82才、女性)が足がもつれ転倒し、顔から出血。国営追悼・祈念施設と連携し、応急処置や車いすの手配、救急車の要請を行うなど、迅速に傷病者保護を行った(7/14)。 	A (A)
	事故等の内容の如何に関わらず、当事者又は目撃者等から事情を聴取して原因の究明に努めるとともに、改善が必要と認められる事項については速やかに対応する。 【仕様 第21】	<ul style="list-style-type: none"> 事故状況を共有し、事故発生時の対応について、全スタッフ参加のミーティングにおいて「防犯・防災マニュアル」の再確認、再教育を行った。 	

<p>コンプライアンスの取組み、個人情報の取扱い</p>	<p>管理運営業務に従事している者等は、業務の実施に関し知りえた情報を漏らし、又は他の目的のために使用してはならない。 【協定 第20条】</p> <p>管理運営業務に係る個人情報の取扱いについては、「個人情報取扱特記事項」を遵守する。 【協定 第21条】</p> <p>事故等の際、個人情報に関する事項の聴取については、事故処理に必要な範囲に限定するとともに、情報の取扱いについては十分に注意する。 【仕様 第21】</p>	<p>・業務開始前に、コンプライアンス研修を実施。加えて、eラーニングでの研修を定期的に行っている。</p> <p>・個人情報の取扱いについては、「個人情報取扱特記事項」を遵守した。</p> <p>・個人情報保護・情報セキュリティ研修を実施するとともに、共同体代表の個人情報保護規程に基づき、適正に管理している。</p>	<p>A (A)</p>
<p>県、関係機関等との連携体制</p>	<p>県の指示に従い、相互に協調して業務を円滑に遂行する。 【仕様 第3】</p> <p>公園内の施設の管理者で構成する高田松原津波復興祈念公園管理運営協議会運営部会の会員であることから、運営部会に参加するなど、関係機関と連携を図りながら管理運営を行うものとする。 【仕様 第25】</p> <p>協働グループと積極的に連携を図りながら、公園の管理運営における市民協働体制の充実・発展に資する取組を行う。 【仕様 第26】</p>	<p>・県とは相互に情報を交換し、適切な管理に努めた。</p> <p>・運営部会に参加するなど、関係機関と連携を図りながら管理運営を行った。</p> <p>・協働グループと積極的に連携を図り、道具の貸し出しや預かり等の活動支援に加え、ホームページやSNSを活用して活動紹介を行った。</p>	<p>A (A)</p>
<p>(施設所管課評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 成果のあった点 協働の取組にも参画しながら、公園の利活用や維持管理に活かしており、順次、具体化が図られることを期待する。 ・ 改善・工夫など検討を要する点 特になし。 			<p>A (A)</p>

(3) サービスの質

項目	事業計画、県が求める水準	実績（指定管理者の自己評価）	評価指標
運營業務	日常巡視により、お客様の安全利用の確保、利用サービス、施設・設備の維持・点検を効率的かつ能動的に行う。 【申請 公園施設の管理】	・積極的な挨拶、声掛けにより、安心・安全な公園づくりを推進するとともに、簡易工具等を携行し、軽微な異常は発見次第、修繕及び清掃を実施した。	A (A)
利用者サービス	公園の資源を生かし、自然観察、健康増進、防災文化継承に関するサービスの向上に取り組む 【申請 サービス向上】	・公園管理事務所にて、ウォーキング用ポールや、野鳥観察用の双眼鏡など、園内の散策や自然観察のための道具の無料レンタルを行っている。	A (A)
	利用者の多様性を認識、尊重し、それらの違いで公園利用の機会に不平等が生じないよう、ユニバーサルデザインを推進する。 【申請 サービス向上】	・ホームページにバリアフリーに関する案内情報を掲載した。 ・公園管理事務所窓口にコミュニケーションボードや筆談ボード、老眼鏡を設置した。	
利用者アンケート等	多種多様な方法で、利用者ニーズを把握する。 【申請 サービス向上】	・公園管理事務所のご意見箱や、ホームページのご意見フォームに加え、園内各所の案内サインにモバイルご意見箱（二次元バーコード）を設置し、利用者のご意見を収集した。	A (A)
(施設所管課評価) ・成果のあった点 利用者からの苦情等も少ないこと。さらに、利用者の多様なニーズに応えるべく、無料レンタル等を行っており、自主事業として評価できる。当該公園の良好な自然環境等を活かした利用が促進されるよう引き続き努力いただきたい。 ・改善・工夫など検討を要する点 特になし。			A (A)

(4) サービス提供の安定性、継続性

項目	事業計画、県が求める水準	実績（指定管理者の自己評価）	評価指標
事業収支	有料公園施設からの収入及び管理代行料等をもって運営すること。 【募集要項 第1の6】	・利用料金収入及び管理代行料をもって、管理運営を行っている。	B (B)
指定管理者の経営状況	経営基盤が安定しており、事業計画書に沿った管理を行う能力を有していること。 【募集要項 内容審査】	・高田松原津波復興祈念公園マネジメント共同体構成員の経営は安定しており、事業計画に沿った管理を行っている。	A (A)
(施設所管課評価) ・成果のあった点 令和4年度は収支均衡が実現できたこと。 ・改善・工夫など検討を要する点 会議室使用実績が当初計画時より少ない状況であり、一層の利用促進策を検討し、安定的な運営収支を実現する必要がある。			B (B)

※(注1) 県記載欄:「事業計画・県が求める水準」、「評価指標」「施設所管課評価」
指定管理者記載欄:「実績(自己評価)」

(注2) 評価指標

- A: 協定書、提案書等の内容について高レベルで実施され、また、計画を上回る実績(効果)があり、優れた管理がなされている。
- B: 概ね協定書、提案書等の内容どおり実施され、計画どおりの実績(効果)があり、適切な管理が行われている。
- C: 一部、改善・工夫を要する事項が見られたが、改善済み、または改善される見込みである。
- D: 協定書等の内容に対し、不適切な事項が認められ、改善を要する。

8 指定開始年度から評価年度までの総合評価

(1) 指定管理者の自己評価

① 成果があった取組み、積極的に取り組んだ事項

ア 園地清掃

業務開始の時点では、昨年秋の花火大会における花火のカケラが散乱する等、ゴミが多い状態であった。巡視時の清掃を徹底した結果、ゴミを一掃。以後、ポイ捨てされにくい状態となり、良好な状態を維持できている。

イ 利用ルールの明確化

園内の利用ルールが明示されておらず、自転車・バイクの乗入れや、スケートボード・キックボードの利用、ガスコンロなど火気の使用や喫煙などの行為が多く見られたため、県と調整し「園内でのお願い」をホームページ及び園内に掲出。特に、自転車については、祈りと鎮魂の場である国営追悼・祈念施設への乗入防止を図るべく、既存の車止めに案内サインを追加。巡視時の声掛けの成果もあり、徐々に危険行為が少なくなっている。

ウ 情報発信

ホームページのブログや、SNSにて、追悼・鎮魂、震災復興だけではなく、自然再生や賑わい創出など、公園の魅力を多角的に発信するよう努めた。

② 現在、苦慮している事項、今後、改善・工夫したい事項、積極的に取り組みたい事項

ア 植栽管理基準と実態の差異

「芝刈り」「下草刈り」は植栽管理基準で年1回しか計上されていない他、業務対象に含まれておらず手つかずの箇所もあるため、草丈が高くなった場所は、利用の支障となっている。また、将来的に雑草が優占することで、さらなる利用の妨げとなる可能性がある。

イ 震災遺構柵内の管理

震災遺構の外構施設の整備・管理は県の分担であるが、指定管理者の業務対象範囲に含まれておらず、手つかずの状態となっているため、教育旅行等の団体利用に支障をきたしている。

ウ 土壌侵食

目地幅が広く設定された「目地張り」「すじ張り」で芝生が植栽されており、当初から降雨の度に目地の土が流されることにより、芝生の生長が阻害されている他、目地部分等に穴（段差）が生じ、利用者がつまずき、転倒する恐れがある。

エ 排水不良

降雨時、盛土で押し固められた地盤に雨が浸透しないため、流れ出た雨水が園路に集水した結果、園路が冠水し、通行の阻害要素となっている。

オ 園外のマツ枯れ

気仙中学校付近にて、公園区域外の法面上にマツ枯れの被害があり、うち一本が倒れ斜面に引っかかっている。残りも園内に倒れてくる可能性があり、非常に危険な状態となっている。

③ 県に対する要望、意見等

ア 植栽管理基準と実態の差異

実情に沿った植栽管理基準の見直しをお願いしたい。

イ 震災遺構柵内の管理

外構施設の定期的な草刈りをお願いしたい。

ウ 土壌侵食

芝が育つ前に土が流されてしまうため、侵食の著しい箇所には、目地への芝生の補植をお願いしたい。

エ 排水不良

排水性向上を目的に側溝等の排水設備の整備をお願いしたい。

オ 園外のマツ枯れ

公園利用者の安全のため、地権者の陸前高田市と調整のうえ倒木の撤去および枯損木の伐採をお願いしたい。

(2) 県による評価等

<p>① 指定管理者の運営状況について</p> <ul style="list-style-type: none">・管理運営業務計画書及び仕様書に基づき、公園施設の維持管理を適切に行っている。かつ、維持管理上の課題に応じて、県と相談しながら迅速かつ的確に対応しており、概ね良好と評価できる。・造園等の技術を生かして適切な植生管理が行われている。・協働の取組との連携により、高田松原津波復興祈念公園の良好な自然環境や景観を生かした利活用策の検討が進められており、順次、取組が進展することで、一層の利用促進が期待できる。・有料施設である会議室の利用促進策を検討し、安定的な運営収支が実現できるよう取り組む必要がある。
<p>② 県の対応状況について（自己評価）</p> <ul style="list-style-type: none">・指定管理者制度への移行後に生じた課題に関し、指定管理者と連携して迅速に対応し、公園管理に支障が生じないように努めた。また、公園内のインフォメーションボードなど、県単事業で整備を進めてきた。・県も協働の取組に参画しながら、公園の利活用策の促進に向けて取組みを進めている。・公園施設の老朽化対策のため、令和4年度に岩手県公園施設長寿命化計画に本公園を加えた。今後、当面は大規模な修繕は予定されていないが、計画的に予防保全に取り組むこととしている。
<p>③ 次期指定管理者選定時における検討課題等</p> <p>現指定管理期間で生じている維持管理上の課題（草刈・芝刈頻度等）を整理すること。そのうえで、良好な施設管理と安定的な施設運営を行うこと。</p>

9 改善状況等

改善を要すると評価された項目（C、D評価の項目について）
改善状況
（指定管理者から県への報告年月日： 年 月 日）
改善状況の確認
（再評価年月日 年 月 日）